

第 156 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 29 年 7 月 18 日 (火) 10:00~12:20
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトにかかる環境影響評価事前配慮書に関する審議 (第 1 回)
出席者 22 名	◇審査会委員：9 名 武田委員，沖村委員，増田委員，藤原委員，山下委員，川井委員 島委員，島田委員，宮川委員
	◇環境局職員：8 名 広瀬環境局長，斉藤環境保全部長，植木水・土壌環境担当課長， 中村自然環境共生課長 ほか事務局 4 名
	◇事業者：5 名 アイリスパートナーズ株式会社 代表取締役社長 古越氏 ほか 4 名
公開・ 非公開	公開

○開会

- 【議 長】 本日は，お暑い中，お忙しいところ先生方にはご出席いただきましてありがとうございます。
- ただいまから，第 156 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。
- 本日は，(仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトにかかる環境影響評価事前配慮書に関する審議を予定しております。
- それでは，事務局，よろしく願いいたします。
- 【自然環境共生課長】 それでは，本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

- 【自然環境共生課長】 続きまして，審議会意見の作成について，先生方に審議のお願いを申し上げます。
- お手元に審議依頼の文書をお配りしておりますので，ご確認ください。
- それでは，環境局長の広瀬より，ご審議をお願い申し上げます。
- 【環境局長】 平成 29 年 6 月 15 日に事業者でございますアイリスパートナーズ株式会社より，(仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトにかかる環境影響評価事前配慮書が提出されました。

つきましては、市長意見形成にあたりまして、審査会よりご意見を賜りたいと存じます。

本来でございましたら市長からご審議をお願い申し上げるところでございますが、公務のため、私、環境局長の広瀬よりご審議をお願い申し上げます。

《審議依頼を読み上げ》

【議長】 ただいま市長から意見を求められました件については、本審査会においてこれをお受けし、審議を行っていきたいと思います。

【自然環境共生課長】 局長の広瀬でございますが、公務のためこれにて退席をさせていただきます。

《環境局長 退席》

【自然環境共生課長】 それでは、事業者に会議室に入ってください。

《事業者 入室》

【議長】 それでは、議事に入りたいと思います。  
まず、事務局より事業者のご紹介をお願いいたします。

《事業者の紹介》

【議長】 それでは、事務局から資料1について説明をお願いいたします。

《事務局より、  
資料1 (仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る事前配慮書手続について  
を説明》

【議長】 ありがとうございます。  
それでは、事業者の方より資料2および資料3について説明をお願いいたします。

《事業者より、  
資料2 (仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る環境影響評価事前配慮書  
資料3 (仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る環境影響評価事前配慮書の

あらかし

を説明》

- 【議長】 以上の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。
- 【委員】 最初に、前提となる地区計画について確認させてください。事業者より神戸市に伺った方がよいと思いますが、地区計画の変更は既に行われていますか。事前配慮書の66頁に記載されている用途地域図は変更前のものですか。
- 【事務局】 7月11日に地区計画が変更され、告示されています。この区域の全域が準工業地域になっています。
- 【委員】 この事業については、開発許可等のその他の手続はこれから行われるのですか。
- 【事務局】 そうです。
- 【委員】 事業計画地の中央に道路が通るとのことですが、これらは地区計画上の地区施設に該当するのですか。
- 【事業者】 神戸市に移管される道路であり、地区施設になります。
- 【委員】 有野藤原線は事業者が工事し、将来的に神戸市に移管されるのですね。
- 【事業者】 そうです。地区計画の中で、有野藤原線は29mに拡幅整備するのと、太陽と緑の道は神戸市の認定道路になっておりますので、2mから4m程度に拡幅整備します。
- 【委員】 要するに、御社の事業として拡張し、将来的に神戸市に移管という形なのですね。
- 【事業者】 そうですね、事業者負担で行い、公共移管するということです。
- 【委員】 わかりました。  
建物等はまだ決まっていないということでしたが、地区計画は流通業務関係の施設が建つということですよ。そうすると、周辺に対して交通量は確実に増加しますよね。西宮北インターから、おそらく東側の流通センターの中を抜けてくる、あるいは、そこを抜けて西宮北インターに乗ることになるのでしょうか。また、神戸三田線へ出て行く車も出てくると思います。つまり、確実に交通量が増加すると思います。しかし、そういうことに対する配慮というのは一切ないのですが、それはなぜでしょうか。工事中の交通騒音については配慮していますが、施設が出来てからの交通量が増えることについて、全く検討されていないのは、なぜでしょうか。
- 【事業者】 交通センサ情報によると、現在の交通量は1日24時間1万6千台となっています。今回の業務地区B、Cへ施設を建てることにより、通勤車両も含めて750台程度増加することを想定しています。割合としては、約6%

増加すると予測しています。

- 【委員】 それは通勤車両のみですか。
- 【事業者】 通勤車両と大型車を含みます。
- 【委員】 事前配慮書にはその根拠は書かれていないのですね。
- 【事業者】 現時点では、法律的に土地の売買ができない状態であるため、土地の売却先が決まっておらず、どのような施設が建つのが分かりません。また、土地を購入する業者によっても流通量は異なります。そのため、現時点では、増加する交通量を想定することができません。
- 【委員】 造成後に建つ施設が想定できないために、増加する交通量を予測できないというのは通用しないと思います。やはり、影響が最大となるきを想定して予測する必要があります。結果が予測以下になることは問題ありません。
- 【委員】 事前配慮書の 171 頁には、工事用車両が最大 50 台程度と書いてありますが、これは先ほどおっしゃった 750 台の間違いですか。
- 【事業者】 いえ、工事用車両は事前配慮書に記載のとおり、最大 50 台程度発生する見込みです。今、議論していたのは、施設の供用後の交通量についてです。
- 【委員】 施設の供用後の交通量については、事前配慮書には、計画熟度が低く、影響を把握することが困難と書いてありますね。そうすると、施設の供用後の交通量が 750 台程度増加する根拠はどこにあるんですか。
- 【事業者】 物流施設を扱う業者のうち数社にヒアリングを行い、増加する交通量の最大値を想定しました。
- 【委員】 事前配慮書に記載している工事用車両というのは、造成工事用の車両のみですか。どんな施設が建つかわからないため、建設工事用の車両は含んでいないのですね。
- 【事業者】 そうです。造成工事用の車両のみを想定しています。
- 【委員】 環境要素ごとに記載されている事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由を見てみると、熟度が低いから影響を把握することが困難と書かれている項目もあれば、例えば悪臭については、悪臭の発生源が存在しないと書かれているのですが、これについてはすでにそう決まっているのでしょうか。
- 【事業者】 食品関係や廃棄物関係の施設が建つことはなく、あくまで流通倉庫が建つことを想定しており、有機物を扱うことは基本的にはないであろうと考えております。
- 【委員】 事前配慮書の 172 頁の廃棄物の項目では、熟度が低いため影響を把握することが困難と書いてありますが。
- 【事業者】 そうですね。流通倉庫なので、建物の枠が決まっています。定められた枠の中でテナントが入っていく形になると思いますが、結局枠が決まっ

ていないので、当然中に入るテナントも決まっています。

【委員】 事前配慮書段階においては基本的には複数案が提案されるのですが、例えば造成後に建てる施設の内容で複数案を立ててもよかったですのではないのでしょうか。一般的に、事前配慮書で複数案が立てられていないというのは今までに見たことがありません。

【事業者】 一般的には、アセス手続を実施する事業者は、造成後に施設を建てることを目的として事業を実施するためにアセス手続を行うのですが、今回の事業は、アイリスパートナーズ株式会社が土地の造成を行った後、物流施設を扱う業者に土地を売るため、アセス手続を実施する事業者と、造成後の土地を利用する事業者が異なることになります。

今回はそのような事業の特殊性があり、やはりアイリスパートナーズ株式会社としても事業を継続していくためには、出来るだけ高く買ってもらえるところに土地を売ることになります。まだ法律上売買契約ができないというのは、建てる施設の内容について、先が見えていないということにならざるを得ないということです。

【委員】 もう一つよろしいですか。事業計画地には標高 280m の山がありますね。また、起伏が結構あり、有野川に注ぐという地形になっていますよね。今日、現地調査に行くと分かると思うのですが、有野川に沿って法面をつくり、高いところを切土をして低くして、低いところを盛土をして高くするという形で整地するのだと思います。高いところに谷がありますが、その辺りに河川はないのですか。

【事業者】 ありません。

【委員】 事業計画地には田んぼがたくさんありますよね。

【事業者】 はい、あります。

【委員】 高さが 280m もある山を崩してしまうことを残念に思います。植生がなくなったり、動物がいなくなることよりも、その点がすごく気になります。断面図がないため、イメージが湧きにくいのですが。

【事業者】 事前配慮書の 5 頁に現況平面図は載せています。事業計画地の左側は有野川という川が蛇行して流れております。

【委員】 そうですね。そこへ法面をつくって、そこから地盤高を上げるのですよね。

【事業者】 そこが一番低く、東側の西宮市との市境が一番高くなります。

【委員】 起伏がある山になっているのですよね。

【事業者】 高低差がおよそ 50m です。

【委員】 50m しかないのですか。

【事業者】 事業計画地の最も東側に太陽と緑の道があり、その道幅を 4m に拡張します。この場所については高さは変えません。そこから少し離れたところか

ら切土をして、平らな面をつくります。そして、西側に 15m 程度の盛土をしていきます。先生がおっしゃっている 280m というのは、標高だと思いません。

【委員】 事前配慮書には、現在の景観の写真が無いので、様子を把握しづらいのだと思います。資料 3 の表紙に写真がありますが、どの部分が今回の事業計画地でしょうか。

【事業者】 右端にある白い大きな倉庫群が、事業計画地の東側にある阪神流通センターです。左下にある団地は、有野台の団地です。

【委員】 緑の部分のほとんどが今回の事業計画地ということですか。

【事業者】 全部ではありません。手前にある緑の部分はゴルフ場です。そして、写真の真ん中にある大きなビルは、有野川の西側にある建物です。

【委員】 事業計画地の中に小さな河川はないのですか。

【事業者】 幾つかはあります。

【委員】 それを全部埋めるのですか。

【事業者】 そうです。そして防災的な面から、北側の調整池へ水を全て流すことになります。

河川と呼ばれるものとしては、神戸市が有野団地をつくったときの調整池があり、そこから水を流している水路があります。その水路が写真の端の方を通っています。その他は、田んぼの中に幅 50cm 程度、深さ 20～30cm 程度の浅い用水路が通っているくらいです。

【委員】 事前配慮書の 6 頁の地形を見ると、事業計画地の東から西へ小さな河川が流れているのではないかと思ったのですが。

【事業者】 それはありません。ため池があるので、そこから少し水が流れ出している程度です。小川のようなものがありますが、河川と呼ばれるものはありません。

【委員】 少なくとも 2 本はあるのではないのでしょうか。

【委員】 断面図がないため、傾斜がわかりません。代表的な地点の断面図を作成していただきたいと思います。特に、緑地帯として残すところの傾斜が、崖になっているのか、それとも緩やかなのかよくわかりません。やはり断面図がないと議論ができないと思いますので、ぜひ断面図を作成するようお願いいたします。

また、先ほどの議論にありました小川についてですが、事前配慮書に記載されている専門家の指摘の中で、里山的な生態系があると述べられています。いわゆる河川と呼ばれるものではなくても、非常に小さい水路が生物多様性を維持している理由になっている場合もありますので、それに関してもう少し情報をいただきたいと思います。

【事業者】 断面図につきましては、次回の審査会で提出します。

小さい河川につきましては、水路と呼べるようなものがないわけではないですが、実際のところは田んぼを利用していないときは余り水が流れていないという状況です。

【委員】 ただし、生物によっては、耕作時、あるいは、水の多い時期にだけ水辺に生息するものもたくさんいます。例えば、写真等、何らかの形で情報を提供していただけますか。

【事業者】 そのような場所も含めて、今、動植物の調査を継続して実施しています。雨が降る前の時期に、基本的に現場へ入って調査しています。

【委員】 先ほど、事業計画地の北側に池を半分残し、業務地区Cにビオトープをつくとおっしゃっていましたが、池をつくった後はどこが管理することを想定しているのでしょうか。

【事業者】 当面はアイリスパートナーズ株式会社が管理する予定ですが、権利が移った後の管理については、土地の売買契約を締結する際に、池の管理に関する内容も含めて契約する予定です。

【委員】 希少種の移植について、ビオトープをつくって移植すると記載されていますが、カスミサンショウウオはビオトープだけしかない環境では生息できません。

【事業者】 そうですね。北側に半分残す池については、その北側に現状の森林が残ります。カスミサンショウウオは、平常時は落ち葉等のあるところで生活し、産卵時には水場に来るといった性質をもつので、極力、池と森林を行き来できる場所にビオトープをつくってほしいと思います。

【委員】 先ほど委員が言われたように、ビオトープをつくってもきちんと管理する必要があります。

【事業者】 そうですね。今回の事業計画地は、今は地元の方が持っている土地ですので、今後、まちづくり協議会等と協議して、この地域の方が交流するにあたって、可能であれば子どもたちが参加できる形で、そういったものの管理をしていただけたらと思っており、こちらからそのように地元へ働きかけていきたいと考えております。

【委員】 事前配慮書を見ていると、発見された希少種は移植が難しい種類ばかりであるように思います。移植を確実に担保できるのかということ、すなわち移植しても失敗して終わってしまうことを危惧しています。

【事業者】 発見された希少種の一部は、管理することによって、生育が継続できる種があります。それを見越したうえで、事業計画地内にビオトープをつくり引き継いでいくことを考えています。事業計画地の南側や北側にも管理することによって残る生物群がいますので、今後、その場所が残るかどうかは分かりませんが、出来るだけ管理する仕組みを作っていきたいと考えています。現在検討している中で、地元の声として、小学校で受け入れが

できないかという意見が出ていますので、地元の協議会に相談して取り組んでいきたいと考えています。

【委員】 午後の視察で現地を見たらイメージが湧くと思うのですが、西側に住宅や福祉施設があるというご説明があり、騒音については南側の敷地境界で最も大きくなるというご説明がありましたが、南側には住宅やその他の施設はあるのでしょうか。

【事業者】 事前配慮書の 60, 61 頁に住宅や施設の図面を示しています。また、南側の敷地境界で騒音レベルが最も高くなると予測していますが、この予測は有野藤原線の拡幅工事も含めています。図中の赤く示したものが住宅であり、道路の南側については、道路から 50m ほど奥まったところにアパートがあり、コンビニが道路に面してあるのですが、その裏手に 1 軒だけ住宅があります。道路の南側には、そのほかに特に配慮が必要な施設は、事業計画地からはかなり離れたところにしかありません。事業計画地の東側は西宮の流通団地ですので、特に配慮が必要な施設はないと考えています。

【委員】 造成後の水の流れを教えてくださいなのですが、業務地区 B や C はそれぞれ平坦なのでしょうか、それともどちらかに傾いているのでしょうか。ここへ降った雨水はどちらに流れるのでしょうか。

【事業者】 業務地区 B と C の間に神戸市に移管する 12m の道路が南北に通っています。雨水はこの道路へ流れた後、北側の雨水調整池を通過し有野川へ合流します。

【委員】 業務地区 B や C はそれぞれ水平ですか。

【事業者】 段はついていますが、水平です。

【委員】 傾斜はないのでしょうか。

【事業者】 ありません。

【委員】 わかりました。

【委員】 単純な質問ですが、事前配慮書の 5 頁の図では、等高線が示されているのでしょうか。

【事業者】 はい。

【委員】 この等高線の幅は、ひとつ何 m でしょうか。

【事業者】 1 m です。海拔の一番低いところが約 205m で、一番高いところが約 260m です。

【環境保全部長】 先ほど議論にありました土地利用についてですが、例えば公有水面埋立の場合、埋立のアセスをする時点では、その後土地がどのように利用されるかは分かっていませんが、例えば業務施設用地や埠頭用地として土地利用を設定し、それに基づいてある程度の建物等を想定した上で、交通量等を算定しています。先ほど事業者から売却先が決まっていないから、供用後の影響について一切予測できないというご説明がありましたが、それに



関しては事務局としても疑問点があると思っております。

次に、今回の事業は業務地区B、Cで実施されるということですが、業務地区Aは今回の事業とは全く別でしょうか。

【事業者】 はい、今の段階では全く別でございます。今は、有野藤原線より北側を対象として造成計画を考えており、南側については今の段階では考えておりません。

【環境保全部長】 考えていないというのは、事業者はアイリスパートナーズ株式会社になるが、今の時点では考えていないということなのでしょうか。

【事業者】 そうですね。業務地区Aの地権者の中には業務地区B、Cと同じ地権者もおられますので、業務地区Aの土地の買取もお願いされていますが、北側を優先して、物流施設を主とした開発をしたいと考えています。南側は恐らく商業施設になろうかと思うのですが、そちらについては今の段階では考えていません。

【環境保全部長】 今回の事業は第2類事業であり、第1類事業の規模要件である20haを少しだけ切るという状態です。業務地区Aが入ると第1類事業になりますので、その点はきちんと考慮していただきたいと思います。先ほど土地利用計画が判明しないため、予測ができなにご説明がありましたが、例えば次の手続である判定手続においても、供用後の影響についての予測が出てこなければ、先生方に判定の審査していただく根拠がなくなるということになってしまいます。また、判定の結果、実施計画書以降の手続を実施していただくことになって、評価書案手続の段階で、供用後の影響の予測がされないということが繰り返されるのではないかと、事務局としては危惧しています。事業者としての考え方をきちんと説明していただきたいと考えています。

【委員】 それに関して、事前配慮書の3頁には業務地区Bは流通業の施設およびそれに付随する工場、業務地区Cは流通業務施設等と記載されており、6頁の土地利用計画では業務地区Bは物流倉庫と記載されています。さらに、9頁の工事工程の中に雨水排水工事や上水道工事についての記載があるということは、何かしらの施設を想定して工事計画を立てられているのでしょうか、やはりある程度、流通業務施設にすることは確かなことだと思います。土地の売却先が未確定であるため想定できないというのではなく、ある程度は想定されていることがあると思いますので、工事計画や事前配慮段階環境影響評価項目を選定する基準の根拠として示していただくことはできないでしょうか。この事業は造成工事だけであると言い切るのであれば、工事計画に建築工事の日程が入っているのは矛盾していますし、この日程についても物流施設としての一般的な想定をした上でないと計画は立てられないと思います。

- 【事業者】 先ほど申しあげましたように、地区計画の変更に至る段階では、マルチ型の物流施設が現在は主流ですので、それを前提にして、最大で建物を建てたときの計画を既に提出しています。ただし、確実にその形で建てるのかと言われてしまうと、今の段階ではそれを担保することはできません。あくまでも想定範囲の中では考えていますので、それをどのように提示すればいいのかをご指導いただけたら対応させていただきます。
- 【委員】 アセスは予測ですので、確定したものを求めているわけではありません。不確実なところがあるという前提で構わないので、ある程度想定しているものを、イメージ図でもいいので示していただきたいと思います。全く想定ができないというのでは審査が難しいので、ぜひ、想定されているモデルのようなものをお示しいただくようお願いいたします。
- 【事業者】 わかりました。今、大きいほうの業務地区については、図面の試算はしていますが、小さいほうの業務地区についてはまだ試算していないので、それも含めて、早急に段取りをさせていただきます。
- 【委員】 もう一つよろしいですか。あらましに、本プロジェクトは、豊かな自然環境と調和する業務施設を適切に立地するということを目的とすると、非常によいことが書かれているのですが、25%の緑地を取り入れれば、この目的を達成できるのかということになります。事前配慮書の最後に配慮する内容が書かれていますが、この目的を十分意識して事業を実施していただきたいと思います。
- 【委員】 宅地をつくらないため、宅地造成工事規制区域であっても宅地造成工事の技術基準には従わないということでしたが、今回の場合はどの技術基準に従って造成工事が行われるのでしょうか。
- 【事業者】 住宅地ではなくても、宅地造成工事の開発の技術基準に従って、工事を実施します。
- 【委員】 それをはっきり示した方がよいと思います。先ほど、委員から流域変更について質問がありましたが、今回の事業では流域を無理に変更し、一つの流域にしていますよね。本来、宅地造成の技術基準では流域変更は認められないはずです。流域変更を伴わない造成計画を代替案として考えることができたのではないかと思います。平地面積を最大にしたいというのは理解できますが、流域についてもう少し考慮してもよかったですのではないのでしょうか。今回の造成計画以外に代替案はないというのであれば、次回の審査会でもう一度その理由を説明していただけますでしょうか。ご検討よろしくをお願いします。
- 【委員】 事業計画地外の東側に残る緑地部分は西宮市になるのですか。
- 【事業者】 市境にはフェンスがあり、そこから東側は基本的には西宮市になります。
- 【委員】 事業計画地外の東側の土地利用計画や土地利用規制はどのようになって

いるのでしょうか。西宮市に該当するから関係ないというわけではないですし、西宮市も阪神流通業務団地をつくる際の計画や規制があるはずだと思うので、両方の土地利用計画や規制の整合がとれているかを確認しておいてください。

- 【自然環境共生課長】 次回お答えさせていただきます。
- 【委員】 事前配慮書の8頁に切土・盛土の計画図がありますが、これは正しいでしょうか。水平な土地をつくるのであれば、盛土と切土の境目は等高線に沿うはずですが、この図は盛土と切土の境目が等高線に沿っていません。どういふことでしょうか。
- 【事業者】 まず、業務地区Cの高さが海拔243mで、業務地区Bが海拔236mで7mの段がついています。
- 【委員】 業務地区Cの中でも、等高線に沿っていないところがあります。
- 【事業者】 いえ、業務地区Cの中では、等高線に沿っています。
- 【委員】 緑とオレンジ色の境目の線は等高線に沿っていますか。
- 【委員】 例えば、業務地区Bの北側に、茶色の切土と緑の盛土の境の線が一直線で結ばれています。等高線が谷に沿って入ったり、尾根に沿って出たりという形になっていないということをおっしゃっています。
- 【委員】 特に、南側の田んぼについて、個々の田んぼは水平面のはずですが、等高線がそれに沿っていないというのはおかしいと思います。
- 【事業者】 断面を20本ずつぐらいに切っており、その断面では抑えているので、50m以内では正しいのですが、確認します。
- 【委員】 次回断面図が提出されるのでいいんですが、緑の盛土のところの段数を数えると4段あります。1段はたいてい5mなので、最大20mの盛土になります。しかし、事前配慮書では最大15mとなっています。次回断面図が提出されますので、そのときに検討させていただきます。
- 【委員】 事前配慮書の171頁に、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由が記載されており、大気質や騒音等のほとんどの項目が事前配慮段階環境影響評価項目として選定されていません。何かしらの対策をとるから影響がないと判断されているのでしょうか。仮に対策をとったとしても影響出そうな気がしますが、大丈夫でしょうか。
- 【事業者】 今回は複数案を立て、案ごとの比較ができなかったという理由から選定していない項目はあります。この事業が実施計画書手続以降も実施しなければならない場合は、今回選定していない項目についてももしっかり調査・予測・評価を実施せざるを得ないと考えています。現在は事前配慮段階ですので、事業者としては複数案を立てようがないため、できる限りの配慮を重点的に書かせていただきました。

- 【委員】 工事中の大気質へ影響はかなり出そうな気がします。
- 【委員】 北側のビオトープは今ある池を一旦さらえてつくるようですが、元の池をもう少し残すことはできないのでしょうか。調節池とビオトープを両方つくると、水の配分が非常に難しいと思います。
- 【事業者】 ビオトープの北側には地区計画で決まっている道路があります。道路の位置は変更できません。北側のビオトープは地区計画の範囲内で最大限の大きさです。上位計画があるので、それに従わざるを得ません。
- 【委員】 事前配慮書の169頁の行為及び環境要素の関連表の網掛け部分は、調査・予測・評価が必要と考えられる事項なので、事前配慮書段階では実施しないけれども、今後実施していくということでしょうか。
- 【事業者】 実際に、現段階では、どうしても施設の内容が決まらないため、予測・評価ができない部分がありましたが、今後、詳細が決まれば、当然可能な限り実施していきたいと思っています。
- 【委員】 地球温暖化について、施設の稼働だけに網掛けがされていますが、工事中の機械類の使用に関して、低減することも考慮してほしいです。
- 【事業者】 造成工事についてでしょうか。
- 【委員】 そうです。
- 【事業者】 当然、考慮します。
- 【議長】 他にご質問がないようでしたら、事業者の方、ご説明ありがとうございます。退席していただいて結構です。

《事業者退席》

- 【議長】 それでは、今後の予定等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。
- 【自然環境共生課長】 本日、いただきましたご意見、質問等について十分お答えができなかったもの、資料として提出するようご指示があったものについては、次回までにご準備するようにいたします。
- 今回は、事業者より住民説明会の開催状況の報告、本日の宿題も含めた追加資料の説明をする予定にしております。
- 今回は、審査会意見書のとりまとめに関する審議でございますので、委員の過半数出席が必要となっておりますので、ご多忙中、恐縮ではございますがご出席のほどご出席のほどよろしくをお願いいたします。
- また、本案件につきまして、後ほどお気づきになりました点がございましたら、7月25日火曜日までに事務局までご連絡いただけたらと存じます。
- 本日使用いたしました資料は、次回も使用いたしますので、事務局で保

管をさせていただきます。

本日は、午後から本案件に係る現地視察予定しています。1階のチケットビル前に13時にお集まりいただきますよう、よろしくお願ひいたひします。バスは13時5分に出発を予定してひざひます。

本日は、これにて終了いたひします。